

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 11 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2014

課題番号：22530091

研究課題名(和文)日仏における債権法改正と瑕疵担保責任の比較法的検討

研究課題名(英文)The revision of the law of contract and the guarantee for a lack in Japan and in France.

研究代表者

野澤 正充 (NOZAWA, MASAMICHI)

立教大学・法務研究科・教授

研究者番号：80237841

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、瑕疵担保責任の本質を危険負担の法理に基礎づける。この結論は、フランス法の沿革に合致し、かつ、グローバルスタンダードであるウィーン売買条約の規律とも合致する。すなわち、ウィーン売買条約は、物品の適合性の判断の基準時を、危険が買主に移転した時である(36条1項)とし、その危険の移転時期については、原則として、物の支配の移転に従う(69条)。もっとも、瑕疵担保責任は、危険負担と異なり、不適合が隠れていることに特色がある。それゆえ、不適合が隠れているか否かによる区別をしないウィーン売買条約では、瑕疵担保責任は、その独自性を失い、危険負担と債務不履行の制度に一元化されることとなる。

研究成果の概要(英文)：What is important is the substance of the guarantee for a lack. Its true nature is as follows: in civil law, the seller must deliver goods which are of the quality by the contract. If the seller delivered goods with a lack of conformity and he didn't commit his fault, the seller is liable for it, because the seller is liable for any lack of conformity which exists at the time when the risk passes to the buyer. It is the theory of the guarantee for a lack of conformity of the goods in different from the breach of contract. The guarantee for a lack is based on the theory of the risk. Therefore, without exemptions, if the goods do not conform with the contract and whether or not the price has already been paid, the buyer may reduce the price in the same proportion as the value that the goods actually delivered had at the time of the delivery bears to the value that conforming goods would have had at that time. And he may declare the contract avoided.

研究分野：民法(債権法)・フランス法・消費者法

キーワード：瑕疵担保責任 債務不履行責任 ウィーン売買条約 フランス法 債権法改正 危険負担 双務契約  
売買契約

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 民法570条の瑕疵担保責任に関しては、債務不履行責任(民法415条)との関係が議論され、長期にわたって学説が対立してきた。すなわち、「瑕疵ある特定物の履行は瑕疵なき履行である」という「特定物のドグマ」を前提とする法定責任説と、特定物のドグマを否定し、売買における目的物の瑕疵も債務不履行の一態様であるとする債務不履行責任説の対立である。この学説の対立は、今日では、債務不履行責任説が「多数」ないし「通説的地位を占めている」とされる。そして確かに、債務不履行責任説は、特定物のドグマを否定し、完全履行請求(代物請求・瑕疵修補請求)を認める点では、広く学界の共感を得ている。しかし、債務不履行責任説は、その提唱時から、無過失責任である瑕疵担保責任と過失責任である債務不履行責任とを一元化することの困難さが指摘されてきた。それゆえ、一方では、債務不履行責任説を支持する見解も、その細部においては理解が一致しない。また他方では、少なくとも現行民法の解釈論としては、法定責任説を支持する見解も多く、なお議論は錯綜している。

(2) 上記の瑕疵担保責任と債務不履行責任の関係をめぐる対立のほかに、学説ではかねてより、瑕疵担保責任と同じく無過失責任である危険負担の法理との関連が指摘されてきた。例えば、特定物のドグマをいち早く否定した於保不二雄博士は、瑕疵担保責任との関連で、「双務契約における危険債権者主義」に言及した。そして、この債権者主義は、「民法534条の明文上否定できない」ものの、瑕疵担保責任を債務不履行責任として再構成する場合には、「双務契約における危険債権者主義の不当性をあわせて是正することが必要となる」とした。この於保博士の問題提起を受けて、北川善太郎教授も、「危険負担と瑕疵担保の関係をいかに解すべきかは今後の問題である」とした。ただし、「以前から危険移転と瑕疵担保の標準時の結合は論理必然的でない」とされている。しかし、「瑕疵担保が無過失責任であることから、無責の後発的毀損・滅失にもとづく危険負担法理との相関関係がみられることは当然」であるとし、「不履行責任という性質から、標準時と危険移転時の結合の必要性・目的性はあらためて検討を要する」とした。また、1970年代以降では、加藤雅信教授が、瑕疵担保責任を「危険負担制度と類似した」、有償契約における「二つの債権の対価的牽連性確保のための制度」として捉え、その損害賠償は代金減額請求であるとした。この見解は、瑕疵担保責任が無過失責任であることの根拠を危険負担の法理に求めるものであり、その発想は適切である。しかし、同見解は、瑕疵担保責任の効果としての代金減額請求権(対価的制限説)を導くための

み危険負担の法理を援用するものであり、なお危険負担と瑕疵担保責任の関係は明確ではない。

## 2. 研究の目的

本研究は、無過失責任である瑕疵担保責任の本質(無過失責任の根拠)が危険負担の法理に存するという観点から、現行民法を体系的に理解するとともに、民法(債権関係)の改正が依拠するウィーン売買条約と比較し、さらには大陸法の代表であるフランス民法典の規律とも比較することによって、そのあるべき規律を明らかにすることを目的としている。

## 3. 研究の方法

上記の研究の目的に資するために、本研究では、従来のが国の学説を精査するとともに、瑕疵担保責任の母法であるフランス法にさかのぼり、その法的性質を明らかにすることとした。また、グローバルスタンダードであるウィーン売買条約の規律を危険負担の観点から理解するとともに、その沿革となったハーグ国際動産売買統一法(ULIS)の規律と比較することによって、瑕疵担保責任の本質を明らかにする、という方法を用いた。

## 4. 研究成果

### (1) 本研究の成果に基づく確認事項

まず、本研究では、前提として、従来の学説の多くが誤解していた3つの事項を明らかにした。

第1に、有名な最高裁昭和36年判決は、特定物のドグマを前提とする法定責任説を採用したものではない。すなわち、同判決は、法定責任説以前の通説的見解を採用した大審院判決を修正したものであり、特定物のドグマとは無関係である。もっとも、法定責任説の論者からは、買主が目的物を「履行として認容」して受領したことにより、不特定物が特定物となり、特定物に関する瑕疵担保責任が適用される、との説明も見受けられる。しかし、末弘巖太郎博士以降の法定責任説は、瑕疵担保責任が(不代替的)特定物の売買にのみ適用され、不特定物の売買(種類売買)には適用がない、と解している。これに対して、最高裁昭和36年判決は、不特定物の売買にも瑕疵担保責任の適用があり、買主が売主に対して、債務不履行責任を追及するか、または目的物の「瑕疵の存在を認識した上」で「これを履行として認容」して受領することにより、瑕疵担保責任を追及することができるとした。つまり、判例は、債務不履行責任と瑕疵担保責任の併存を認めるものであり、その結論を現在の法定責任説から説明することはできない。

第2に、瑕疵担保責任が無過失責任であるということには、学説に共通の理解がある。しかし、その「無過失責任」の意味は、いわゆる不可抗力による免責を認めない趣旨である。この点は、従来の学説の多くが誤解してきたものであり、議論をさらに錯綜させる要因の1つとなっている。例えば、債務不履行責任説の論者は、無過失責任である瑕疵担保責任と過失責任主義に立脚する債務不履行責任とを一元化するため、「瑕疵担保における無過失主義」も、「不可抗力による抗弁が認められるのが通常である（統一法草案85＝現74参照）」とする。しかし、その引用する国際動産売買統一法74条3項は、瑕疵担保責任の伝統的な効果である解除と代金減額については、不可抗力による免責を認めていない。そして、同統一法を受け継ぐ、国際物品売買契約に関する国際連合条約（「ウィーン売買条約」）79条も、不可抗力による債務不履行責任の免責を認めつつ（1項）、契約解除権（49条）および代金減額請求権（50条）の行使を肯定する（5項）。すなわち、同79条は、「当事者は、自己の義務の不履行が自己の支配を超える障害によって生じたこと及び契約の締結時に当該障害を考慮することも、当該障害又はその結果を回避し、又は克服することも自己に合理的に期待することができなかったことを証明する場合には、その不履行について責任を負わない」（1項）とするが、当事者が「損害賠償の請求をする権利以外のこの条約に基づく権利を行使することを妨げない」（5項）と規定する。この国際的な統一法のルールからも明らかのように、瑕疵担保責任における無過失責任は、債務者が不可抗力を立証しても免責の認められない、絶対的な責任であると解されている。そうだとすれば、瑕疵担保責任と債務不履行責任とは、仮に債務不履行責任の要件としては債務者の帰責事由が不要であるとしても、その不可抗力による免責を認める限りは、なお異なる責任原理ないし本質に基づくものである。

第3に、現在わが国において進められている民法（債権関係）の改正は、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化する。しかし、その要綱案は、従来の債務不履行責任説をそのまま採用したものではないことに留意しなければならない。すなわち、要綱案は、伝統的な瑕疵担保責任の効果である代金減額請求権と解除権については売主の免責を認めない。そして、まさにこの点において、要綱案は、英米法と大陸法とを融合させたウィーン売買条約の規律と類似し、瑕疵担保責任が債務不履行責任に完全に一元化されるものではないことを示している。

## （2）ウィーン売買条約の規律

ウィーン売買条約は、瑕疵担保責任と債務不履行責任とを一元化した国際動産売買統

一法（ULIS）を受け継ぎ、物品が「契約に定める数量、品質及び種類に適合」しているか否か、という「物品の適合性」を問題とする。その結果、瑕疵も債務不履行の一場合となり、瑕疵担保責任と債務不履行責任の区別は、少なくとも要件の上では存在しない。ただし、物品の適合性に関するウィーン売買条約の規律は、国際動産売買統一法（ULIS）の規律と全く同じではなく、それをより簡素化している。すなわち、国際動産売買統一法は、売主が、瑕疵のある物品、すなわち、契約に適合しない物品が交付した場合には、その引渡義務を履行したことにならない（19条1項、33条）としつつ、危険（給付危険）が「交付（handing over）がなされた時から買主に移転する」としていた（97条2項）。これに対し、ウィーン売買条約は、物品の「引渡し」と適合性とを区別し、仮に契約に適合しない物品が引き渡された場合にも「引渡し」が認められるものとした（30条参照）。そして、ウィーン売買条約は、国際動産売買統一法35条1項における同じく、物品の適合性の判断の基準時を、「危険が買主に移転した時」である（36条1項）とし、その危険の移転時期については、商事慣習等を考慮しつつも、原則としては、物の支配の移転に従っている（69条）。

## （3）瑕疵担保責任の不存在の理由

ウィーン売買条約において瑕疵担保責任が存在しない理由としては、一般的には、次の2点が指摘されている。

第1は、ウィーン売買条約において不能概念が否定されていることである。すなわち、「後発的不能時における対価危険に関する危険負担制度、原始的不能制度など、不能に立脚する諸制度が」ウィーン売買条約には存在しない。その背後には、「当事者の『契約』によって権利義務を画するという思考様式」が存在し、原始的または後発的に債務の履行が不能であっても、債務者の債務が当然に消滅するのではなく、契約はなお有効である、との理解がなされている。

第2に、ウィーン売買条約においては、過失責任主義が否定されていることが挙げられる。そして、過失責任主義の否定は、「過失責任に対する特則としての瑕疵担保責任が不要になることを意味する」と説明されている。

しかし、上記の第1点は、「特定物のドグマ」に立脚する（伝統的な）法定責任説を否定するものではあるが、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化する論拠とはならない。これに対して、第2点は、無過失責任である瑕疵担保責任を過失責任主義を採る債務不履行責任に一元化する難点を克服し、債務不履行責任においては、債務者の責めに帰すべ

き事由が要件ではないことを指摘するものである。しかし、この指摘に対しては、瑕疵担保責任における「無過失責任」の意味が問題となる。また、債務者の帰責性を要件としないことと、瑕疵担保責任を債務不履行責任に一元化することとが、論理必然的な事項であるかが問題となる。というのも、ドイツ民法においては、売主の瑕疵（物の瑕疵および権利の瑕疵）責任が債務不履行責任に一元化されているものの、債務不履行に基づく損害賠償に関しては過失責任主義が採用され、追完請求権、代金減額権および契約解除権に関しては、売主が無過失であっても買主がこれらを行行使することができるからである。

#### （４）結論

ウィーン売買条約の規律は、瑕疵担保責任の本質を危険負担の法理に基礎づける本研究の結論と合致する。すなわち、本研究は、瑕疵担保責任が債務不履行責任とは異なる無過失責任であり、その根拠は、「事変による損害は所有者が負担する」（*casum sentit dominus; res perit domino*）という原則に基礎づけられた、広い意味での危険負担（給付危険の負担）の法理に存する、と解している。そして、明治・大正期の通説的見解（およびそれを承継した判例法理）は、危険負担に関する現行民法の規定（534条2項）の文理解釈を前提とした。すなわち、不特定物に関する売買契約においては、「第401条第2項の規定によりその物が確定した時から」、買主が危険を負担する。しかし、401条2項は、売主が債務の本旨に従った履行の提供をしたときの規定であって、瑕疵のある物を提供しても特定することはない。そこで、目的物が特定するのは、買主が「瑕疵の存在を認識した上で」、売主との合意によって目的物を「確定した時」に限るとした。これに対して、本研究は、民法534条の債権者主義に関する学説の理解を援用する。すなわち、学説は、同条が債権者主義（契約締結時主義）を採るが、それには合理的な根拠がなく、「この主義を採る立法を説明する理由としては、売買によって買主は目的物を自己の支配内に収めるから危険を負担するに至るとい他はない」とする。そして解釈論としても、534条1項の債権者主義を、契約締結時主義ではなく、引渡時移転主義として解釈することを提案する。すなわち、現在の多数説は、目的物の引渡しとなされ、買主が目的物を現実に支配した時から危険を負担すると解している。そこで、不特定物の売買においても、売主が物を買主に引き渡すことによって、現実の支配とともに給付危険が買主に移転して、以後は、その引渡しの時までに生じた物の瑕疵について、買主は売主に対して瑕疵担保責任を追及することができるかと解される。そして、このように解すると、特定物であるか否かを問わず、売主の買主への引渡しによって、目的物の支配とともに危険も買主に移

転し、それ以前に生じた瑕疵については、その引渡後においても買主は、瑕疵担保責任（無過失責任）を追及することができる。これに対して、引渡前（または引渡時）に買主が瑕疵に気づいた場合には、買主はその受け取りを拒絶することができる。換言すれば、瑕疵担保責任は、特定物であると不特定物であるとを問わずに適用されるが、危険の移転時期を、民法534条および同401条2項とは異なり、実質的な支配の移転する引渡時であると解するため、引渡しまでに生じた瑕疵については、売主に過失があれば通常の債務不履行責任（415条）を負うが、過失がなくても担保責任を負う（570条）と考える。

このような本研究の結論に対しては、「引渡前に生じた目的物の滅失損傷について、なぜ瑕疵担保責任という（危険負担の）特則が必要とされるのか」が明らかにされていない、との指摘がある。この指摘は適切であり、瑕疵担保責任が危険負担の法理に基礎づけられるとすれば、それは危険負担の規定（民法534条～536条）によって処理すれば足り、瑕疵担保責任という特別の制度を設ける必要はなくなることとなる。しかし、両制度の違いは、瑕疵担保責任における「瑕疵」が「隠れた」ものであること（民法570条）に存する。すなわち、瑕疵担保責任が対象とする滅失・損傷は、危険負担制度におけるそれと異なり、「隠れ」ているため、危険の移転時（特定ないし引渡時）には両当事者ともにその滅失・損傷に気付かないことに特色がある。そこで、危険移転時以降にその滅失・損傷が明らかになった場合にも、当該の滅失・損傷について無過失の売主に責任を負わせるのが瑕疵担保責任の制度である、と考えられる。そして、この考えからは、「隠れた瑕疵」と明白な瑕疵（滅失・損傷）とを区別することなく扱えば、瑕疵担保責任という制度は不要となり、危険負担制度に一元化されることが導かれる。すなわち、不適合が隠れているか否かによる区別をしないウィーン売買条約が、売主から買主への危険の移転を規定する（不能概念は否定）とともに、瑕疵担保制度を削除して債務不履行責任に一元化したのは、当然であったと解される。

#### （５）残された問題 - 錯誤との関係

瑕疵担保責任が「隠れた」瑕疵（滅失・損傷）に特有の制度であるとするれば、危険負担のほかに、物の性状に関する錯誤（民法95条）が問題になる、ということである。そして、1980年代以降に登場する有力な学説は、この錯誤との関係を中心に、瑕疵担保責任の法的性質を論じることとなる。この見解は、「危険負担」（＝瑕疵）と「錯誤」（＝隠れた）という瑕疵担保責任が有する二つの側面のうちの「錯誤」に光を当てるものであった。しかし、この点は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 20 件）

野澤正充、瑕疵担保責任の比較法的考察(6)  
- 日本・フランス・EU、立教法学、査読無、91号、2015、pp.30 65

野澤正充、瑕疵担保責任の本質論とその将来における展望 - 現行民法の体系的理解と債権法改正に向けて、  
司法研修所論集、査読無、123号、2014、pp.85 - 134

野澤正充、企業の再編と契約譲渡（契約上の地位の移転）、  
金融法務事情、査読無、1999号、2014、pp.75 - 86

野澤正充、消費者契約法の規律と民法の法理、能見善久・岡孝・他編『民法の未来』（商事法務）、査読無、2014、pp.399 422

野澤正充、フランスの保証法制と民法（債権関係）の改正、立教法務研究、査読無、7号、2014、pp.79 115

野澤正充、瑕疵担保責任免責特約の効力と売主の重大な過失、名古屋大学法政論集、査読無、254号、2014、pp.607 628

野澤正充、超高齢社会と消費者の保護、立教法務研究、査読無、6号、2013、pp.127 136

野澤正充、ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正、小野秀誠・滝沢昌彦編『民事法の現代的課題』（商事法務）、査読無、2012、pp.951 968

野澤正充、瑕疵担保責任と危険負担、

大塚直・木村敦志・野澤正充編『社会の発展と権利の創造』（有斐閣）、査読無、2012、pp.153 190 有斐閣

NOZAWA, MASAMICHI

L'INFLUENCE DE GENY SUR LE DROIT CIVIL AU JAPON, 立教法務研究、査読無、5号、2012、pp.159 167

野澤正充、所有権の移転と債権法 - 現行民法（債権法）の体系、法学セミナー、査読無、57巻6号、2012、pp.14 - 17

野澤正充、有料老人ホームをめぐる法令・判例の動向と今後の課題、現代消費者法、査読無、15号、2012、pp.17 26

野澤正充、約款・消費者問題、月刊法学教室、査読無、372号、2011、pp. pp.29 30

野澤正充、不当条項規制の意義と展望、法律時報、査読無、83巻8号、2011、pp. 22 26

野澤正充、債権譲渡 債権譲渡・契約上の地位の移転に関する民法の改正、ジュリスト、査読無、1419号、2011、pp.122 127

野澤正充、瑕疵担保責任の比較法的考察(5)  
- 日本・フランス・EU、立教法学、査読無、81号、2011、pp.161 195

野澤正充、債権譲渡の要件事実としての『代金額』、立教法務研究、査読無、4号、2011、pp.27 55

野澤正充、債権法改正と消費者法の関係、NBL、査読無、946号、2011、pp.32 41

野澤正充、ボワソナードの日本民法学への影響、法律時報、査読無、82巻10号、2010、pp.36 41

野澤正充、瑕疵担保責任と債務不履行責任、私法、査読無、72号、2010、pp.155 162

〔学会発表〕（計2件）

野澤正充、企業の再編と契約譲渡（契約上の地位の移転）、金融法学会、2014年10月13日、一橋講堂（東京都千代田区一ツ橋）

野澤正充、ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 - 契約及び契約外債務・人的担保、比較法学会、2015年6月6日、中央大学後楽園キャンパス（東京都文京区春日）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

取得状況（計0件）

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

野澤正充 (NOZAWA, MASAMICHI)

立教大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：80237841